

四日市市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 4日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第60号

四日市市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市職員退職手当支給条例施行規則（昭和31年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第10条第1項の規則で定める者）</p> <p>第8条 条例第10条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p><u>(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p>	<p>（条例第10条第1項の規則で定める者）</p> <p>第8条 条例第10条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) <u>法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に規定する場合に限る）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p><u>(6)</u> （略）</p>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（総務部人事課）